

## 業務仕様書

### 1 委託業務名

J-クレジットの効果的な活用方策に関する調査業務

### 2 本業務の概要

本県では、カーボンニュートラルの動きをチャンスととらえ、その実現に向けた企業等の積極的な取組を促進することで、県内の産業振興や地域経済の活性化につなげていこうとする「ゼロエミッションみえ」プロジェクトに取り組んでいる。その柱の一つとして「CO2吸収源対策を契機とした林業等の活性化」を掲げており、県内の森林由来のJ-クレジットの認証が進み、クレジットの創出に向けた取組の増加を図ることとしている。

本業務は、本県の森林由来のJ-クレジットの流通量拡大に向け、J-クレジットに関する県内外のデータ収集・整理や県内外の企業におけるJ-クレジットの活用状況、先行事例の調査を行い、森林由来のJ-クレジット活用拡大方法の提案について、報告書の作成を行う業務である。

### 3 業務内容

#### (1) J-クレジット全体及び分野別 J-クレジットのデータの収集・整理

全国及び県内で創出されたJ-クレジットの認証量、購入量(取引量)、取引価格について、J-クレジット分野別のデータを収集・整理するとともに、データから読み取れる森林由来のJ-クレジットの課題を示すこと。

#### (2) 県内外の企業における J-クレジットの活用状況及び動向調査

##### ① 企業における J-クレジットの活用状況

経済産業省のGXリーグに賛同している企業や県内に事業所を有する企業(中小企業を含む)に対して、J-クレジットの活用実績(情報収集方法、調達方法、調達先、購入量、購入金額、購入動機等)や活用方針、J-クレジットに対するニーズ、クレジット購入に至ったインセンティブについて調査する。

##### ② カーボン・オフセットに関心のある企業の調査

カーボン・オフセットに関心の高い県内外の企業の動向を調査し、J-クレジット販売情報の効果的な発信に係る課題を抽出するとともに、購入希望事業者のリストアップを行う。

①②いずれも調査対象は県と協議のうえ決定することとするが、調査対象は合計50社程度とし、そのうち複数企業に対してヒアリング調査を行うこと。

#### (3) クレジット創出及び活用に関する先行事例

全国で実施されているクレジット創出支援事業や効果的な販売方法について、事業内容、仕組み、販売促進方法や課題等を調査すること。

#### (4) 国等の動向の把握

国のカーボンプライシングや新規クレジット市場創設、また、新たなCO2吸収源や炭素貯留に係る研究開発や認証等に関する動向を調査する。

また、バイオ炭の施用によるクレジットの創出量について、本県のポテンシャルを算出すること。

#### (5) 森林由来のJ-クレジット活用拡大方法の提案

三重県内で創出された森林由来のJ-クレジットの活用拡大のために効果的と考えられる、県内外企業への効果的な周知方法及び活用方策等（仕組みや方法）を提案すること。

なお、提案にあたっては三重県の特性を生かしたものとすること。

### 4 成果物

- (1) 事業実施報告書 3部
- (2) 事業実施報告書 概要 3部
- (3) その他参考資料（該当ある場合） 3部
- (4) 上記（1）～（3）の各電子データ（CD-R）

### 5 履行期間

契約締結日から令和6年3月15日（金）まで

### 6 その他

- (1) 業務受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - ① 断固として不当介入を拒否すること。
  - ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ③ 委託者に報告すること。
  - ④ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (2) 業務受託者が6(1)の②又は③の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (3) 業務受託者は、インターネットによる回答に関する情報、その他本業務に関する情報の流出や消失がないよう、データの管理やセキュリティに関する措置を講じるものとする。
- (4) この仕様書に記載のない事項については、三重県と業務受託者で協議のうえ決定するものとする。